

平成27年4月24日（金）13：30～

交通政策審議会海事分科会第64回船員部会

【成瀬専門官】 それでは、定刻より少し早いですが、ただいまから、交通政策審議会海事分科会第64回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に、事務局を務めさせていただきます海事局に4月1日付で異動がございましたので、紹介させていただきます。小久保安全衛生室長が退官し、その後任として風巻労働環境対策室長が着任いたしております。

【風巻労働環境対策室長】 風巻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。議事次第、配布資料一覧、その次からが資料となります。資料の番号は、縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載してございます。まず資料1として「交通政策審議会への諮問について 諮問第215号「船員派遣事業の許可について」というものが2枚になります。その参考として資料1-2が表紙を含め3枚、これは委員限りの資料でございます。また、議題資料とは別に机上配布資料として「第2回船員安全取組大賞の募集を開始します」というプレス資料が2枚、さらに「WIB式船内労働安全衛生マネジメントシステム」というものが5枚になります。お手元のほうに資料はありますか。

以上で、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。議題1の「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定によりまして、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

【野川部会長】      ありがとうございました。

それでは、本日は、議題はこの1つでございますが、ほかに何かございますか。  
お願いいたします。

【風巻労働環境対策室長】      船員政策課の風巻でございます。本日、船員安全取組大賞の募集につきましてご報告させていただきます。席上配布させていただいております資料のうち、右上にPress Release、左上に国土交通省と書いております2枚組みのペーパーがあるかと思えます。タイトルが「第2回船員安全取組大賞の募集を開始します」となっております。こちらをごらんください。

まず、1枚目の真ん中少し上に「1. 船員安全取組大賞とは」とあります。昨年この場でも報告させていただきましたが、この船員安全取組大賞は、第10次の船員災害防止基本計画に新たな取り組みとして盛り込まれた施策の1つでございます。船員、船舶所有者やその関係者が現に行っている、またはこれから行おうとしている船員労働災害防止に関する先進的で優良な取り組みを選定しまして、船員安全取組大賞としまして海事局長表彰をしようとするものでございます。

昨年に引き続き、第2回といたしまして平成27年度の募集を先月20日から開始しております。締め切りは5月29日までとしております。

1枚めくっていただきまして、2枚目に募集要項を参考までに添付させていただいております。これについては、説明は省略させていただきます。

そして、本日は資料を特に用意しておりませんが、昨年の第1回では7件の応募がございました。この7件の取り組みにつきまして、公労使の委員で構成します船員災害防止モデル事業検討会におきまして審査を行いました結果、広島県呉市にございます内航海運事業者の芸州海運株式会社様の取り組みが大賞に選定されました。その大賞となりました取り組みの内容でございますが、船員の災害防止と船舶の安全に特化した別会社を設立しまして、その別会社による事故の分析、航海の安全性の診断、そして安全教育などを実施しまして、船員だけではなく陸上社員も含めた全社員に対して徹底した安全に係る意識改革を図りました。その結果、平成17年以降、災害ゼロを更新中であるということが評価さ

れての受賞となっております。委員の皆様が所属しておられます団体様には、既にお配りしているこの資料で周知のお願いをしているところでございますが、なるべく多くの方にご応募いただきたく、この場をお借りしまして報告を兼ねて改めて周知のお願いをする次第でございます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの第2回船員安全取組大賞についてのご説明に関しまして、何か質問等はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次に、配付されております「W I B式船内労働安全衛生マネジメントシステム」に関しまして、久宗委員からご説明をお願いいたします。

【久宗臨時委員】 公益委員の久宗です。本日配付させていただきました資料「W I B (船内自主改善活動)式船内労働安全衛生マネジメントシステム」に基づきまして進捗状況について報告をさせていただきます。

昨年、水産庁の安全推進員講習会を実施しました島根県の漁業会社より、運航労務監理官を通じて船内労働安全衛生マネジメントを実施したいとの問い合わせがありました。私はそのガイドラインの検討委員会座長代理でもあり、造詣があったので協力したいと考えました。安全衛生室に相談しましたら、今のところ実施した事例がないということなので、何かひな型というかわかりやすいようなマニュアルがあればと思ひまして、このW I Bの一環としてW I B式船内労働安全衛生マネジメントシステムを考えてみました。

5枚ものの資料ですが、初めの1ページ目にW I B式労働安全衛生マネジメントシステム概要を書いております。目標、方法、導入のメリット、特徴、会社の役割、船員の役割、大体この1枚で概要がわかるようになっています。2枚目、3枚目は記入要領になっています。方針の表明、推進メンバーの役割と責任、安全目標、活動計画では具体的にこういうことをやってくださいと。3ページ目の活動内容の確認、次の活動へということで、船内労働安全衛生マネジメントシステムに基本的な事項を簡便ながら確実に実行できるように考えられています。このマニュアルは、大体15分ぐらいで読み終わるようになっています。

もう1枚めくっていただいて4枚目ですが、実際にこれは今回マネジメントシステムを始めた漁業会社のもので、会社名、個人名は匿名にさせていただきました。長期的な方針としては、「安全で安心して働ける職場環境の構築」、これは社長がみずから記入をされま

した。そして、次が推進メンバーと役割、年間の安全目標として「労災減少のために点検と改善の推進」、次に活動計画として、毎月ミーティングを実施、職場点検を年に2回実施、年に数回改善を実施すると計画しております。実際に今年の6月20日に、こちらの漁業会社で私が安全講習会を行い、参加した船員はW I Bチェックリストによる安全点検を行う予定です。また、その後改善が進められたかどうか、後日それをフォローアップする予定です。

もう1枚めくった最後のページ、5枚目は活動の確認と次の活動、これはP D C AのCとAの部分ですので、これは一通り一年の計画が終わった時点で、どのような事が出来て、どのようなことができなかつたか確認を行って、改善を加えながら来年以降も継続して実施する予定です。実施に当たり漁業会社の社長及び事務の担当者といろいろと相談しまして、まずこのシステムならできるという事と、できることから確実に実施していただくことを確認いたしました。実施に当たり、方針や計画を船内とか社内に張っていただいて船員に周知をすることをはじめております。

W I Bは以前にもご報告させていただきましたように、簡単チェックリストと改善まで船員が参加して進められますが、結局、実際の改善は多少なりとも時間とコストがかかるものですが、経営者が積極的でないと十分な効果がでない場合もございます。W I B式船内労働安全衛生マネジメントシステムは、事務的に負担を軽減して、まずはできるところから経営者も積極的に労働安全衛生に取り組むことにより、労働災害の減少につなげないと思っております。現場の運航労務監理官などからの要望としまして、これを漁業会社ばかりでなく、中小の零細の旅客船だとか貨物船も含めて進められたらとの要望がありました。第10次船員災害防止基本計画には、船内労働安全衛生マネジメントシステムの推進、およびこのW I Bの推進がありますのでW I B指導員講習などでこのW I B式労働安全衛生マネジメントシステムを紹介して、ぜひ現場が労使一体となって進めていくという形でできればと思っております。今後ともぜひまたご指導のほどをよろしく願います。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまのこの船内労働安全衛生マネジメントシステムに関するご説明につきまして、何かございますか。

**【立川臨時委員】** 久宗先生への質問ではないんですけども、久宗先生のほうからは、今回を含めまして今年に入って2回ぐらいのW I Bの説明を受けていますので、先生の活動については、海員組合でも北のほうを含めまして先生にご協力願いながら安全対策を進

めさせていただいております。非常にありがたいと思っております。

ということで、今、先生のほうからお話がありましたけれども、船員災害防止計画の基本計画にもこれは含まれておりますし、その実施計画の中で国交省さんの活動についても謳われていたかと思っております。そういう意味では、国交省さんの活動の現在の進行ぐあいはどうなのでしょうということをお話いただければと思います。

以上です。

**【野川部会長】** それでは、どうぞお願いいたします。

**【風巻労働環境対策室長】** 国交省、行政側としてのW I B進捗状況でございますが、基本計画にも謳われておまして、今年度についてはW I Bを広めていくための指導員の講習会を行い、まずは普及活動から進めましょうということになっているかと思っております。具体的にどのように進めていくかということにつきまして、久宗先生のご意見等もいただきつつ今検討をしている段階でございますので、よろしくお願いいたします。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

**【立川臨時委員】** 関連しまして、今講習会の開催ということでお話があったのですが、本来このW I B自体が中小の弱小の内航船員というところをターゲットに船内労働の安全を捉えていくものだという理解をしているところなのですが、そういう中小のところの方というのは、この講習会に出てこられる体制にあるんですか。それを考えていかないと進まないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**【風巻労働環境対策室長】** 確かに中小の小さな船会社においては、船の運航スケジュールの関係もありまして、その辺については問題意識を持っております。内航総連さんとも相談しながら、実際にどう進めていくかはこれから検討させていただきたいと思っております。

以上です。

**【久宗臨時委員】** 補足させていただきますが、前回、使用者、組合からご協力いただいて2回の勉強会を開かせていただきました。実際、内航さんは船員が船から降りて参加することが難しいということですので、陸上の職員の方に聞いていただいて、それを船へ広げていただく。だからなるべく簡便でわかりやすいものをつくってほしいという話が出ておりましたので、テキストなどを作成しているところです。まだ、検討段階だと思っておりますが、旅客船協会さんは、ぜひ旅客船を使ってやってほしいということで協力いただきながら各地で講習会を行い、それに内航船の関係者も参加していただく。さらに、航海訓練所は以前W I Bで共同研究を行っており航海訓練所の教官の方も造詣が深い方も多いので

是非講師として協力いただき、船が各地で停泊しているときに協力できる範囲で各地で講習会を開くことによって、より多くの方にも講習会に参加していただくことを考えております。

【野川部会長】      ありがとうございます。

【立川臨時委員】      いろいろな手段を使って広範囲に船内安全衛生というシステム、特にW I Bを進めていっていただきたいと思いますので、いろいろ工夫をしていただいて、なるべく中小の方も出られる形や、機会を多くつくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【野川部会長】      ありがとうございます。

このW I Bの件につきましては、ほかに何かございますか。

よろしゅうございますか。それでは、ほかに何かございましたらお願いいたします。

【池谷臨時委員】      船員の重要性という観点から、この海運業界に携わる関係者、関係団体というところにおいては、海事思想の普及、また海、船を身近に感じてもらう取り組みや船員の職業を知ってもらう取り組みということで、さまざまな活動がなされているところではありますが、国土交通省さんからの海事関係で発信されているその業界紙などのプレスリリース、そういった中でそういった活動に対してのプレスリリースというのはちょこちょこ出ているんですが、ただ、その内容というものが突然実施されている感というのが少し私自身感じております。せっかくそういった海、船を知ってもらう、また職業を知ってもらう、またその年齢層についても低年齢層を含めて建設的な取り組みがなされていくというのであれば、せっかくそういったものを自主的に行っているという考えであれば、関係者、団体が一体となって参加できるような取り組みにつなげていっていただければという思いがございましたので、これは意見として今後取り組んでいっていただきたいということでもあります。

また、毎年海の日がございまして、また世界海の日という観点の中で、今後海事局のほうでもいろいろな取り組みがなされると聞いておりますが、そういった通年通しての思想普及に関してどういった取り組みをしていくのか、どういった計画でしていくのかということもこういった船員部会の中で開示していただければとよりよいのではないかとということで意見を述べさせていただきました。それが1点でございます。

もう1点ございますが、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 はい。

【池谷臨時委員】 これまで、これは日本人船員にかかわる部分で、内航船員の確保に向けた検討会に関して、前回、前々回、過去3回ぐらい当方の委員のほうからもお話をさせていただいてきております。前回においては、今後関係者の中において検討をしていきたいというようなお話がございました。そういった中で、今般、水先人の人材確保・育成に関する検討会というものが近々立ち上がってその検討会が開催されると伺っております。この中身においては、今後水先人の確保というのは困難をきわめるような状況になっていくだろうということで、まだ開催はされておられませんので、どのような論議になるのかというのは私もわかっておりませんが、しかしながら、特定業種でありながらその安定的に確保・育成する観点からの検討会、こういったものがどういったプロセスで立ち上がったのかというのは理解はまだしておりませんが、しかしながら、この内航船員の量的確保というか、人材の確保、船員の確保ということについての論議というのは重要であるというふうにこれまでこの船員部会、またその他のところで申し上げてきたところでございますので、そういったところから自主的に検討できる場の設置に向けた取り組みというのが非常に大事であろうと考えておりますので、その辺についてもぜひ事務局の方を含めて考え方がるのであれば再度お話をさせていただければと思いますので、こちらのほうは質問ということでお願いします。

【野川部会長】 2点ございまして、後のほうはご質問ということですが、いかがでしょうか。

【高田船員政策課長】 ありがとうございます。1点目につきましては、貴重なご意見として承りたいと思います。

2点目につきましては、これまでお話ししているところと状況は変わっていないわけでございますけれども、我々、当然ながら内航船員の確保・育成の重要性は重々認識しております、さまざまな取り組みを行っているところでございます。平成24年の確保・育成検討会の報告書を受けた取り組みも今一生懸命進めているところでございまして、こういった取り組みを着実に進めつつ、従来より船員部会の場でお話の出ておりますそういう検討の場というものにつきましては、引き続き関係の皆様ともお話をしながら検討してまいりたいと考えております。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。

【池谷臨時委員】 検討されるにあたっては、検討期間というのをきちっと考えていた

だいた上で、できる限り早い時期での話というのを我々としては求めているわけなので、その辺を踏まえ、検討に入っただけだと考えております。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。

【高田船員政策課長】 ご意見は承らせていただきます。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。

【平岡臨時委員】 別件ですが、海員組合の中央における労働協約改定交渉につきましては一定の賃金水準の改善ということで妥結して解決しております。そのような中で、船員に関する特定最低賃金の件ですけれども、内航、旅客船、それと漁船、遠洋まぐろ、それと大型いか釣りですか、その辺のところの最低賃金の改定ですけれども、今年度については諮問すべきであると認識していますので、よろしくをお願いします。

【野川部会長】 最低賃金の改定についてお願いをしたいと、こういうことですか。

【平岡臨時委員】 はい。

【野川部会長】 特に何か。

【高田船員政策課長】 ご指摘の最低賃金につきましては、昨年も船員部会において諮問をさせていただき、答申をいただいたところでございます。今年度につきましては、労使それぞれのお話も伺いながら検討してまいりたいと思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。

【高橋臨時委員】 今の最賃について関連をしてお伺いしておきたいのですが、私たちは当然、最低賃金の委員会は開かれるという認識をしておりますけれども、漁業最賃の漁業種の拡大ということで、昨年の中央最賃で附帯意見ということでも上げておりますけれども、その後、この拡大についてどのような進捗状況になっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【成瀬専門官】 漁業業種の拡大であります。昨年6月から近海まぐろに関する最低賃金の勉強会を立ち上げさせていただいておまして、第1回は近海まぐろ漁業の現状報告、そして第2回は最低賃金の制度等、関係者にご説明し、進んできておまして、今の状況といたしましては、使用者側の方から最低賃金額を導入するにあたって、現場の方たちの合意をとらないといけないということで、現在、使用者側の方に現場の方たちのご意見を聞いていただいているという状況です。そんなに時間のかからない形で意見はまとまると思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【高橋臨時委員】 今、回答があったとおり、時間はあまりかからないということで、それなりに評価をしながら、ほかの漁業種もありますので、早急に全漁業種が適用になるような活動なり運動なり対応なり、もっと早急に強力に進めていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

【野川部会長】 ご意見としてそれでは承りたいと思います。

ほかに何かございますか。

【立川臨時委員】 先ほど池谷委員のほうからもお話が出ましたが、内航船員にかかわる量的確保の話というか、船員の確保・育成に関してなんですけれども、平成24年に確保・育成検討委員会の中で検討をされ、内航船員の不足数にも国交省のほうとしては数字が提示されてきているというのはもう皆さんご存じかと思います。そのような中で、河野先生が委員をなさっている基本政策委員会ですか。

【河野委員】 部会です。

【立川臨時委員】 基本政策部会ですか。その中でも今外航を含めて内航の高齢化として「2つの高齢化」について論議をされていると理解をしています。ところが、なかなか議事録自体がタイムリーに出てきませんで、中身でどういう論議をされているのか、資料を見させていただきますと、どうしても質的な問題のほうが多くて、量的な不足問題をどう解決するかというところの資料があまり提示されていないような感じがするんですね。そういう意味では、事務局のほうにお願いなんですけど、論議の概要的なものを少し教えていただきたいというのがお願いでございます。5月には多分取りまとめの方向であるかと思っておりますので、ぜひ中間的な報告でも結構ですので、そういう面での報告をお願いできればと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【高田船員政策課長】 基本政策部会におきましては、海事行政に関するさまざまなテーマにつきましてご議論をいただいているところでございまして、海事分野の人材育成につきましては、昨年の6月、8月の部会においてご議論いただいたということでございまして、内航につきましては、今後内航船員の高齢化、退職に伴い、どのように船員を確保していくかという中で、就業ルートを拡大していく必要があるだろうということで、新6級制度の支援などの必要性についてご議論いただきました。その後は、船員分野とは直接違うテーマについてそれぞれ議論をいただいているという状況でございます。

【野川部会長】       ありがとうございます。

【立川臨時委員】       今、高田課長からお話がありましたけれども、ルートという問題で論議を昨年8月ですか、されたということですが、供給量についてのお話はどのようなでしょう。その辺の論議が欠落といいますか、あまりされていないのではないのでしょうか。8月時点ではたしか量的な論議はなかったですし、今年の2月あたりに出ています資料を見ても、どういうルートで船員を求めていきますとか、就業先を決めましょうというか、ということなんですけれども、養成数については触れられているのでしょうか。その辺の資料が何かないような気がするもので少し言わせていただきました。

【高田船員政策課長】       就業ルート拡大の話を申し上げましたが、8月の基本政策部会におきましても私どもから今後の施策の方向性ということで示させていただいてご議論いただいた中には、当然まず海技教育機構における養成定員の拡大を図っているという話をご説明申し上げまして、そういう施策を今とっているところでございます。

また、就業ルート拡大というのは、まさにそういう供給量を拡大する、内航に就業していただく方を拡大していく取り組みでございます。現に平成27年度におきましては、新6級の養成数につきましても今のところ78名の応募を今予定しているというところでございまして、例年20名から30名程度であったところの規模の拡大も図られているということでございまして、私どもとしましてもそういった民間の取り組みに対して協力、あるいは支援をさせていただいている、そういうところでございます。

【野川部会長】       ありがとうございます。

【立川臨時委員】       しつこくなりますので最後にしますけれども、独法の統合に際して、これは2年後、たしか定員10名増というお話は何っております。先回のこの部会でも論議が、というお話がありました。ただ、平成24年の当時に出された内航船員の不足数というのは非常に大きな数でございます。かつ、国交省さんの資料にも出ていますけれども、60歳以上の内航船員が20%。今内航船員は何名ですかね。2万7,000とか3万近くいますよね。ということは、その20%って何人ですか。5,000人近くになるんじゃないですか。それで今海技教育機構なり何なりで養成される数というのは、総枠で800弱ぐらいではないかと思うんですが、違いますかね。60歳以上の方があと何年勤められるのでしょうか。何年船員ができるのでしょうか。5年たったらみんな65以上ですよ。5,000人いなくなっちゃう。供給量、間に合うんですか。という意味で量的な確保が必要なのではないでしょうかと、年齢的な面から言えばそうです。あとは、自然減といいま

すかね、自然退職という方もおられるでしょうから、そういう意味で量的確保の意義があるのではないでしょう、検討する意義があるのではないでしょうかとということをお願いしているんですね。そういうことを理解していただきながら検討会の設置についてもご検討をいただきたいということで発言を最後にさせていただきます。よろしくをお願いします。

**【高田船員政策課長】** ご指摘は重々承知しておりまして、今後大量退職が発生する懸念があるということで、私どもとしましてもあらゆる施策を行うということで、海上技術学校等の定員の拡大もいろいろな制約がある中で順次図らせていただいているというところでございますし、あるいは、水産高校ですとか、そういったところでも資格を持った方を養成をさせていただいている中、水産、内航分野以外に就職される生徒さんもいらっしゃいますので、そういったところになるべく働きかけをして、少しでも多くの方に海の世界に入っていただくため、インターンシップの取り組み等も強化しているところでございます。問題意識は、もう我々としてももちろん持ってしておりまして、いろいろな施策をとらせていただいているところでございます。検討の場というものにつきましては、同じお答えになってしまいますが、引き続き関係者ともお話しをしながら検討してまいりたいというところでございます。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

**【高橋臨時委員】** 実は今年に入ってからロシアの200海里内の漁業状況が非常に厳しくなって、さけ・ます流し網漁船の漁業も2016年以降は禁止だというような話がロシア政府の中でも論議をされ、どうも本決まりのような情勢になってきました。承認をされて発効されるということになりますと、現在北日本を中心にしてロシアの200海里の中で操業している船が約40隻弱います。ロシア国内法によって操業できなくなる場合、当然国際漁業に伴う離職ということが想定をされます。こういうことから漁臨法の適用になると理解しています。その漁臨法の整備をお願いをしておきたいと思います。特に現行の漁臨法は、35歳を区切りとして、以上と、未満で扱いが極端に違うので、その辺も現在の漁業従事者が少なく、後継者が少ないという中で、手厚く保護をしながら漁業にまた戻ってきていただけるような対応というのが必要になってくる。乗組員の救済措置を勉強を希望しています。

以上です。

**【野川部会長】** ご要望ということで承りました。ほかに何か。

**【小比加臨時委員】** 先ほど高田課長のほうからお話のあった、立川さん質問の、例の



2日間の講習と試験で合格をする、こういう制度があったはずなんですが、前回、平等性を図るのであれば、現在は甲板しか適用になっていませんので、機関のほうもお願いをしたいと以前ここでお願いをしておいたのですが、その後、どのようなことになっているのか、教えていただきたい。

【野川部会長】 事務局からのお答えは。

【石田企画調整官】 それにつきましては、引き続き検討をさせていただいているという状況ではございます。

【高橋臨時委員】 何か引き続きということだったんですけれども、引き続きも結構ですけれども、そろそろ適用するように努力をしていただきたい。結論を出していただきたいと思いますので、重ねてお願いをしておきたいと思います。

【石田企画調整官】 ご意見として承っておきます。

【野川部会長】 それでは、今、ご要望を承ったということでよろしく願います。

ほかには何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、なければここで事務局にお返ししたいと思います。よろしく願います。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程については、部会長にお諮りした上で改めてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第64回船員部会を閉会といたします。本日は、お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございました。

— 了 —